

士別市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例 (概要)

【目的（第1条）】

再生可能エネルギー発電施設を設置しようとする事業者が、自然環境や景観、地域住民の生活環境に配慮し、施設の適正な設置及び維持管理を行うための条例です。

【設置禁止区域（第5条）】

次に掲げる区域においては、再生可能エネルギー施設の設置を禁止します。

- ①土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
- ②砂防法に規定する砂防指定地の区域
- ③都市計画法により規定する都市計画区域
- ④森林法により規定する保安林の区域
- ⑤農地法に規定する甲種農地、農用地区域内農地、第一種農地
- ⑥農業振興地域の整備に関する法律により規定する農用地区域
- ⑦その他市長が必要と定める区域

【事前協議（第6条）】

事業者は、再生可能エネルギー発電施設の設置届出書を提出する前に、あらかじめ当該事業の内容等の事項について市長と協議しなければいけません。

なお、士別市は、事業者に対し必要な指導又は助言を行います。

【説明会の開催（第7条）】

事業者は、当該事業区域の近隣住民等の理解を得るため、説明会を開催しなければなりません。

なお、説明会を開催する30日前までに市と近隣住民等に周知が必要です。

【各種届出

（第8, 9, 10, 12, 14条）】

- ・事業開始：工事着手日の90日前までに届出
 - ・維持管理：事業開始届と合わせて計画書を提出
 - ・事業変更：事業開始届を変更する場合は届出
 - ・工事着工：工事の着工後速やかに届出
 - ・工事完了：工事の完了後速やかに届出
 - ・事故報告：事故発生から30日以内に届出
 - ・事業廃止：事業廃止日の30日前までに届出
- ※事業を廃止するときは、速やかに撤去しなければなりません。

【維持管理（第12条）】

事業者は維持管理計画を作成し、インターネット等で公表しなければなりません。作成日から起算して5年間は計画書を保管が必要です。

計画を変更した場合も、その都度公表・保管します。

【地位の承継等（第13条）】

事業者は、再生可能エネルギー発電事業を承継した場合は、承継した日から30日以内に市に報告しなければなりません。

【報告の徴収・立入調査

（第16, 17条）】

士別市は事業者に対し、再生可能エネルギー発電施設の設置の状況やその他必要な事項に関し報告を求め、施設等に立ち入ることができます。

【指導及び助言・勧告

（第15, 18条）】

士別市は事業者に対し、指導及び助言を行います。

なお、措置が必要な場合は対応を講ずるよう勧告することができます。

【参考】

市の条例・規則で定める再生可能エネルギーは、次のとおりです。

- (1) 太陽光
- (2) 風力
- (3) 水力
- (4) 地熱
- (5) バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの。）